

令和5年（ネ）第584号
「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 控訴人番号1（こうすけ）、控訴人番号2（まさひろ） ほか4名
被控訴人 国

控訴審証拠説明書6（甲A号証）
（控訴人ら第2準備書面関係）

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

2024（令和6）年4月30日

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 石 井 謙 一
同 弁護士 森 あ い
ほか22名

号証 （甲 A）	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
944	同性婚と司法	原本	2024年2月20日	千葉勝美	千葉勝美元最高裁判事の近著。 特に、千葉勝美元最高裁判事が、憲法24条の「婚姻」の解釈において、「同性婚も婚姻の中に含まれると解釈することができ、それは憲法上の権利であるという位置づけ、評価になる。そうすれば今日の同性婚問題が解決されることになる。」（146頁）という見解を示したこと及びその詳細な理由。
945	法律時報 2023年学会回顧 憲法 抜粋	写し	2023年12月1日	木下昌彦	木下昌彦教授による2023年学会回顧に照らすと、憲法学会では、もはや、現行制度が違憲であることを前提とした上で、同性カップルの救済方法が問題となっており、同性カップルに「婚姻」が認められる方法が模索される段階に至っていること。
946	東京新聞の記事（同性婚の実現は、みんながハッピーになるだけで誰も困らない 慶応大・駒村圭吾教授に聞く札幌高裁判決の意義）	写し	2024年4月2日	東京新聞	駒村圭吾教授が、東京新聞によるインタビューにおいて、札幌高裁判決（甲A939）に好意的な立場に立った上で、「元最高裁判事の千葉勝美氏も、著書『同性婚と司法』（岩波新書）で同じような24条1項解釈を提案されていた。元最高裁判事の解釈だけに重みがあり、今後極めて有力な見解になるのではないか。仮に、札幌高裁と同じような解釈を採る高裁判決がもうひとつでも出れば、最高裁も無視できないだろう。」と今後の展望を述べていること。
947	同性婚と平等	写し	2024年1月24日	安西文雄	安西文雄教授が、令和6年1月24日付意見書（「同性婚と平等」）において、「本稿は第二の選択肢、つまり『両性』には限定的趣旨はないとする立場をとるべきと考える。」（9頁）、「憲法24条の婚姻の範囲から同性婚を除外することは、立法裁量の濫用となり、許されないのである。」（11頁、12頁）などと述べ、憲法24条の婚姻に同性婚を含む解釈を採用する旨表明したこと。

948-1	同性婚の内容形成と平等原則（一）	写し	2022年4月1日	中岡淳	⑤の3の第1パート。 注）甲A546の1として提出した書証は、本来本文書が提出されるべきものであったが、誤って別の文書を提出した。
948-2	同性婚の内容形成と平等原則（二）	写し	2022年6月1日	中岡淳	⑤の3の第2パート。 注）甲A546の2として提出した書証は、本来本来本文書が提出されるべきものであったが、誤って別の文書を提出した。
948-3	同性婚の内容形成と平等原則（三）・完	写し	2022年8月1日	中岡淳	日本国憲法下において、同性婚が憲法上保障されていると言えるかについて、詳細かつ整備に検討した論文。 結論として、すべての人に「婚姻の自由」を保障するために、憲法24条と憲法13条の重疊的に適用されるとする。 中岡淳助教が、少なくとも、憲法が保障する「婚姻」に同性婚を含む見解であること。 注）甲A546の3として提出した書証は、本来本来本文書が提出されるべきものであったが、誤って別の文書を提出した。
949	同性婚訴訟判決についてのノート －札幌地裁令和3年3月17日判決は同性婚を要請しているか	写し	2022年12月1日	今野周	今野周助教が、札幌地裁判決の評釈において、同判決を、同性間の関係を「婚姻」であることを前提に考えた上で、同性婚を要請した判決であると評価したこと。
950	令和6年3月26日犯罪被害者給付金裁定取消請求事件最高裁判所第三小法廷判決	写し	2024年3月26日	最高裁判所第三小法廷	最高裁第三小法廷が、「犯罪被害者同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である。」（4頁）と判示したこと。
951	家族法 第三版	写し	2010年3月15日	大村敦志	「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」という文言が社会保障法で数多く用いられていること。 準婚理論の理論及びその歴史的背景
952	氏の変更許可申立事件下級審審判書（謄本）	写し	2024年3月14日	名古屋家庭裁判所裁判官	名古屋家庭裁判所が、「申立人及び同性パートナーが、社会観念上、夫婦と同様であると認められる、婚姻に準じる関係にあって、かつ、申立人と同棲パートナーの生活実態にてらし、申立人に合理的かつ具体的な社会生活上の著しい支障が生じているという本件の事実関係の下においては、申立人の氏を同性パートナーの氏と同じ氏に変更する変更することについて、『やむを得ない事由』（戸籍法107条1項）があると認めるのが相当である。」と判示したこと。
953	憲法の理性 第9章「国家による自由」	写し	2016年4月7日	長谷部恭男	憲法が規律する婚姻制度において、法律家集団による共通了解が重要な指標となること。